

パートナーシップ を宣誓した方へ

パートナーシップ宣誓制度が利用できるサービス一覧

担当課

住まいに関すること

●町営住宅の申込

住まい政策課
☎ 82-7011

医療機関に関すること

●入院時の病状説明、面会、手術の同意など

小豆島中央病院
☎ 75-1121

福祉に関すること

●成年後見人制度利用の支援

高齢者福祉課
☎ 82-7006

その他

●オリーブの苗木プレゼント

オリーブ課
☎ 82-7018

●パートナーシップ宣誓制度に関すること

住民生活課
人権推進室
☎ 82-7004

民間企業

パートナーシップ宣誓を行ったカップルが、民間企業・店舗において、宣誓証明書または宣誓証明カードを提示することで家族同様のサービスを受けることができる可能性があります。サービスの取扱いについては、それぞれ異なりますので、サービスの利用先にお問い合わせください。

例 携帯電話会社（一部）の家族割引
航空会社（一部）のマイレージ共有 など

